



給与所得者の特定支出控除制度(所得税)

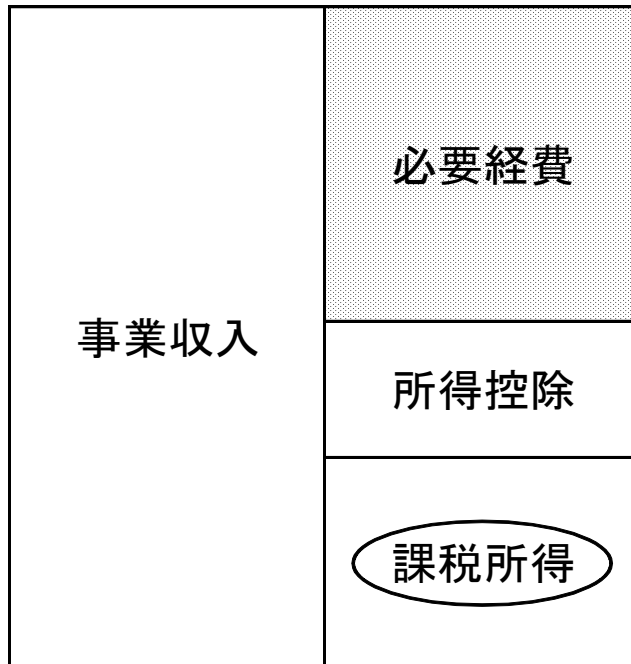
平成25年分所得税の計算から、給与所得者の特定支出控除が拡充されました。(3頁参照)

一定の要件を満たせば、確定申告することにより、所得税および住民税が節税できます。(4頁参照)

1. 給与所得控除

- ・給与所得者の給与所得控除は、個人事業者でいえば必要経費に当たります。
- ・給与所得控除の金額は、給与収入の金額に応じて決まっています。

個人事業者



$$\text{課税所得} \times \text{所得税率} = \text{所得税}$$

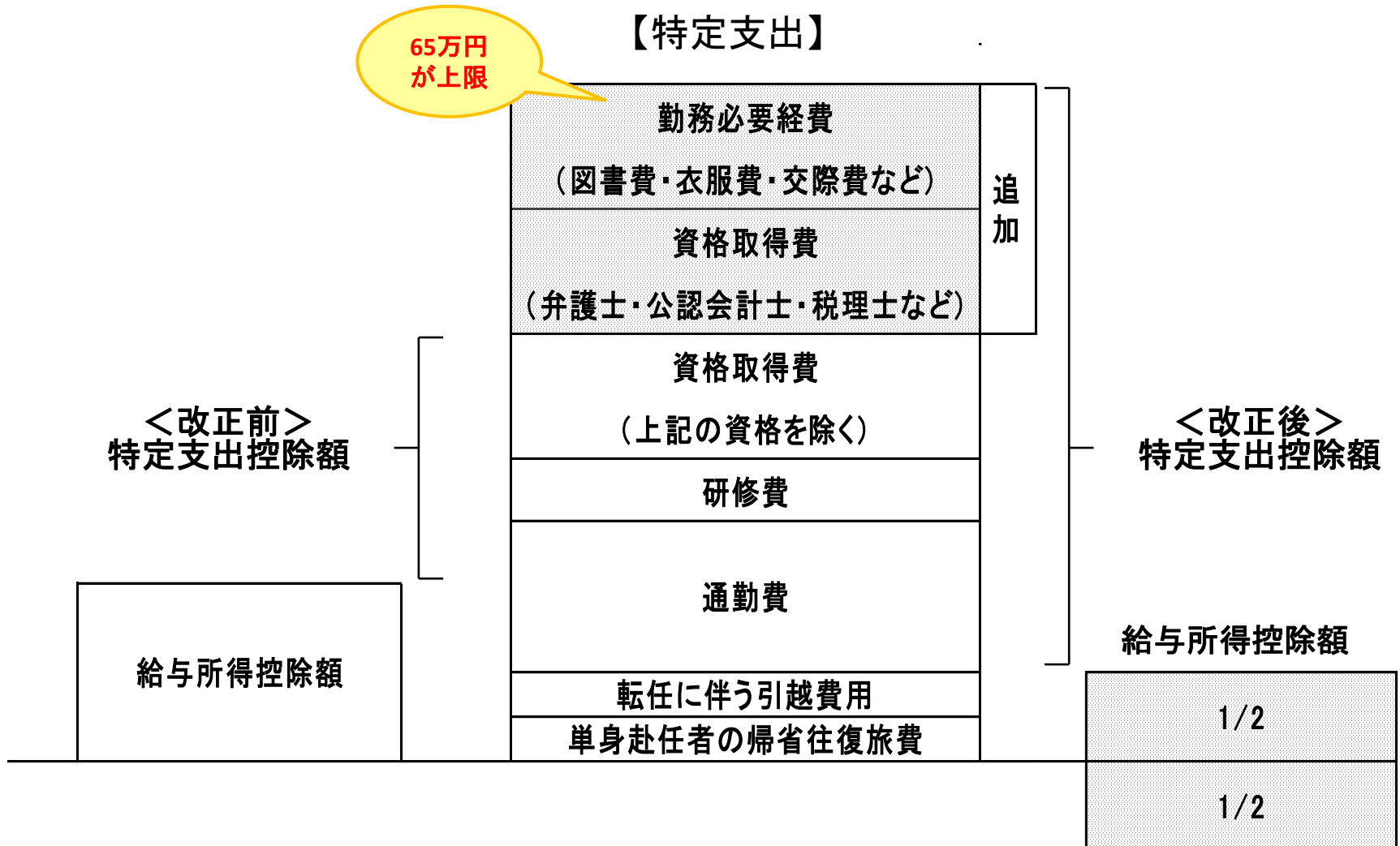
給与所得者



$$\text{課税所得} \times \text{所得税率} = \text{所得税}$$

2. 特定支出控除の拡充

次のとおり、特定支出(＝実額経費)の範囲が追加され、また、適用判定の基準額が給与所得控除額の1/2に引き下げられました。



(注) 特定支出は、領収書および勤務先の証明が必要です。

具体例

年収500万円、その年に支出した特定支出90万円

<特定支出控除額の計算>

1. 給与所得控除額 154万円
2. 特定支出控除適用 $154万円 \times 1/2 = 77万円 < 特定支出90万円$ ∴ 可否判定
の可否判定
3. 特定支出控除額 = 90万円 - 77万円
= 13万円

<改正前と改正後の比較>

(万円)

計算	比較	改正前	改正後	増減額
給与収入		500	500	
給与所得控除額		154	154	
特定支出控除額			13	△13
所得控除額		110	110	
課税所得金額		236	223	
所得税・住民税		37	35	2



詳しくは担当者にお尋ねください